

イタリアの企業課税

— ACE の申告に注目して —

山田直夫

一、はじめに

本稿では、イタリアで導入されている ACE (Autto alla Crescita Economica) と呼ばれる税制について、特に申告書の作成手順に注目して紹介する。イギリスの研究機関である Institute for Fiscal Studies (以下、IFS) が一九九一年に提案した Allowance for Corporate Equity という税制 (こちらも頭文字をとって ACE と呼ばれる) がイタリアを含むいくつかの国で導入されて

おり、イタリアにおける名称が ACE (Autto alla Crescita Economica) なのである。本稿では必要に応じて、IFS が提案した税制を「IFS の ACE」、イタリアで導入されている税制を「イタリアの ACE」と表記する。

IFS の ACE は、税制上の自己資本の一定割合を株式の機会費用として法人税の課税ベースから控除する税制である。通常の法人税では負債利子のみを控除するが、IFS の ACE は株式の機会費用も控除するので、企業の資金調達について中立的である。また、理論的に企業の投資決定に

対しても中立的であることが知られている。IFSのACEあるいはそれに類似した制度は、クロアチアやオーストリアなどで導入されたことがあるが既に廃止されており、現在の代表的な導入国としてイタリアとベルギーがある。ちなみに、ベルギーでの名称はNID (Notional Interest Deduction) である。

イタリアのACEは、課税年度に生じた二〇〇一年一月三日からの自己資本の純増にみなし利率率を乗じた額を法人税の課税ベースから控除する。よって、税制上の自己資本そのものの一定割合を控除するIFSのACEとは若干仕組みが異なる。ところで、イタリアでは一九九〇年代後半から二〇〇〇年代初頭にかけてIFSのACEに類似した制度が導入されていた。これは新規株式の帳簿価額の一定割合に対して軽減税率で課税する制度で、通常の税率と軽減税率の二種類が存

在することになるので、DIT (Dual Income Tax) と呼ばれていた。DITは軽減税率を適用するだけなので、現行のイタリアのACEの方がIFSの提案により近い制度ということができ

る。イタリアのACEがもたらす効果については、導入されてまだそれほど年数がたっていないことなどから研究が十分に蓄積されているとはいえない⁽¹⁾。本稿もイタリアのACEの紹介に留まってお

り、その効果を検討したものではない。しかし、イタリアのACEの効果を実証的に分析するには、実際の申告がどのようになってい

るかを把握することが前提となる。また、わが国でイタリアのACEの申告について詳しく紹介したものは筆者の知る限りない。したがって、申告に注目することは一定の意義があるといえよう。

本稿の構成は以下のとおりである。次の二節で

はイタリアでACEが導入された背景について説明する。続く三節ではイタリアの企業課税の概要を説明する。そして四節ではイタリアにおけるACEの申告書作成手順について紹介する。最後の五節では今後の研究の展望について触れたい。

二、ACE導入の背景⁽²⁾

(1) イタリアの経済、財政状況

ACEの導入にはイタリアの経済、財政状況が大きく関わっているので、まず導入前後の経済、財政状況について概観する。

図表1は二〇〇三年から二〇一三年までの実質GDP成長率を示したものである。比較をするため、イタリアのほか、EU（二七か国）、そしてNIDを実施しているベルギーのデータを掲載している。EUは二〇一三年七月にクロアチアが加

盟し、現在の加盟国は二八か国である。しかし、ここでは二〇〇八年から二〇一〇年頃のデータに特に注目したいので、当時の加盟国である二七か国のデータを掲載している。これによると、イタリア、EU（二七か国）、ベルギーともに二〇〇九年に急激に経済状況が悪化していることがわかる。また、イタリアの実質GDP成長率は常にEU（二七か国）とベルギーを下回っていることがわかる。一方、ベルギーは二〇〇八年以降をみると、EU（二七か国）を上回っている。リーマンショック後の状況をみるため、二〇〇八年から二〇一〇年までの平均成長率を計算すると、イタリアは約マイナス二・〇%、EU（二七か国）は約マイナス一・三%、ベルギーは約マイナス〇・三%であり、ここからもイタリア経済が他のEU諸国と比べてより停滞していたことがわかる。

続いて、イタリアの財政状況を確認したい。図

図表1 実質 GDP 成長率

(単位：%)

年	イタリア	EU (27か国)	ベルギー
2003	0.0	1.5	0.8
2004	1.7	2.6	3.3
2005	0.9	2.2	1.8
2006	2.2	3.4	2.7
2007	1.7	3.2	2.9
2008	-1.2	0.4	1.0
2009	-5.5	-4.5	-2.8
2010	1.7	2.0	2.3
2011	0.4	1.7	1.8
2012	-2.4	-0.4	-0.1
2013	-1.9	0.1	0.2

〔出所〕 EUROSTAT ホームページより作成

表2は二〇〇三年から二〇一三年までの財政収支の対GDP比を示したものである。図表1と同様、イタリアのほか、EU（二七か国）、ベルギーのデータも掲載している。これによると、イタリア、EU（二七か国）、ベルギーともに二〇〇九年に急激に対GDP比でみた財政赤字が拡大していることがわかる。しかし、イタリアは二〇〇九年以降、EU（二七か国）より状況が良くなっており、後述する財政再建のための取り組みが一定の効果をもたらしていることが窺える。とはいえ、イタリアは常に財政赤字の状態が続いているため、財政状況が良いとは決していえない。一方、ベルギーも二〇〇六年を除いて財政赤字の状態が続いている。そして最近ではイタリアよりも悪い年もあり、こちらも財政状況が良いとはいえない。また、図表3は二〇〇三年から二〇一三年までの債務残高の対GDP比を示したものであ

図表2 財政収支（対 GDP 比）

（単位：％）

年	イタリア	EU（27か国）	ベルギー
2003	-3.6	-3.2	-0.1
2004	-3.5	-2.9	-0.1
2005	-4.4	-2.5	-2.5
2006	-3.4	-1.5	0.4
2007	-1.6	-0.9	-0.1
2008	-2.7	-2.4	-1.0
2009	-5.5	-6.9	-5.6
2010	-4.5	-6.5	-3.8
2011	-3.7	-4.4	-3.8
2012	-3.0	-3.9	-4.1
2013	-3.0	-3.3	-2.6

〔出所〕 EUROSTAT ホームページより作成

る。やはり比較をするため、イタリアのほか、EU（二七か国）、ベルギーのデータも掲載している。この図表からも二〇〇九年のEU諸国の財政状況の悪化が見て取れる。また、イタリアは常に債務残高の対GDP比がEU（二七か国）とベルギーを上回っていることがわかる。しかも常に一〇〇％を超えており、GDPよりも多くの債務を抱えている。一方、ベルギーは一〇〇％を下回っている年が多いが、イタリアと同様に常にEU（二七か国）を上回っており、やはり財政状態が良いとはいえない。以上より、イタリア、EU（二七か国）、ベルギーともに二〇〇九年に経済、財政状況が急激に悪化したこと、イタリアの状況が良いとはいえないことなどが確認できる。

(2) イタリア政府の取り組み

こうした経済、財政状況を打開するため、イタ

図表3 債務残高(対GDP比)

(単位:%)

年	イタリア	EU (27か国)	ベルギー
2003	104.1	61.9	98.4
2004	103.7	62.2	94.0
2005	105.7	62.7	92.0
2006	106.3	61.5	87.9
2007	103.3	58.9	84.0
2008	106.1	62.2	89.2
2009	116.4	74.5	96.6
2010	119.3	80.2	96.6
2011	120.7	82.7	99.2
2012	127.0	85.5	101.1
2013	132.6	87.4	101.5

〔出所〕 EUROSTAT ホームページより作成

リア政府は経済成長と財政再建に向けた様々な取り組みを行っている。ここでは、二〇一〇年から二〇一一年にかけてのイタリア政府の取り組みについて概観する。

イタリア政府は、二〇一一年について、GDP成長率が一・一%、債務残高の対GDP比が二二〇%になり、さらに二〇一二年から二〇一四年までのGDPの平均成長率が一・五%になるという見通しを立てていた。また、ユーロプラス協定の³⁾ガイドラインなどの影響を受けて、イタリア政府は二〇一四年までに財政収支の均衡を達成するという目標を掲げていた。経済成長と同時に財政再建を達成するため、当時のベルルスコーニ首相は二〇一一年七月に具体的な政策案を公表した。しかし、この政策案は信頼を得ることができず、翌月の八月に財政再建に対する不安からイタリア一〇年国債の利回りが上昇し、スペインのそれを上

回る状態となった。これを受けてベルルスコーニ首相は同月に財政収支の均衡化を一年早め、二〇一三年に達成することを表明し、あわせて追加的な政策案を提示した。これらの政策案には歳出の削減と歳入の増加が含まれているが、歳入面の具体的内容としては、付加価値税の税率引き上げ、金融所得課税と物品税の改革、脱税に対する罰則強化、エネルギー関連企業への課税強化などがある。

ベルルスコーニ首相は二〇一一年一月に退陣することになるが、その後を引き継いだモンテイ首相は同年一二月に二〇一三年の財政収支均衡と経済成長を目指した政策を発表した。財政政策としては、年金による支出と地方への移転の削減、不動産、ガソリン、奢侈品、金融資産に対する課税強化などが含まれている。そして経済成長の促進策もいくつか提案されたが、その一つがACE

(Aiufo alla Crescia Economica)であり、実際に導入されることになったのである。⁽⁴⁾ただし、二〇一二年四月にモンテイ首相は経済状況が改善しないことなどから、緊縮政策は継続するものの二〇一三年の財政収支均衡を断念することを明らかにした。ちなみに、実際の二〇一一年の債務残高の対GDP比は、図表3からわかるとおり、二〇一〇・七%で見通しと近いものの、図表1をみると二〇一一年の実質GDP成長率は〇・四%であり、二〇一二年、二〇一三年はマイナスの値になっている。また、図表2からわかるとおり、イタリアの二〇一三年の財政収支の対GDP比はマイナス三・〇%で、EUROSTATのホームページによるとその額は四七三億四五〇〇万ユーロとなっている。

三、企業課税の概要

ここではイタリアの企業課税の概要について紹介する。ただし全般的な紹介ではなく、特徴的なものやACEの申告書作成手続きの把握に必要なものについて取り上げる。

(1) 法人税

① 納税義務者

法人税 (IRES: Imposta sul Reddito delle Società) の納税義務者は株式会社、有限会社、有限パートナーシップ、協同組合、相互保険会社、信託、基金、その他公的あるいは私的な団体である。また、居住法人は全世界所得に課税され、非居住法人はイタリア源泉所得にのみ課税される。

② 控除

法人税の課税ベースから控除されるものとしてACE控除、負債利子控除、IRAP控除がある。ACE控除は前述したように、課税年度に生じた二〇一〇年一月三十一日からの自己資本の純増にみなし利子率を乗じた額を法人税の課税ベースから控除する。みなし利子率は図表4に示したとおり、二〇一一年から二〇一三年が三%、二〇一四年が四%、二〇一五年が四・五%、二〇一六年が四・七五%である。二〇一四年以降は、経済・財政省の特別法令によって定義されることになっている。また、二〇一七年が二・三%、二〇一八年が二・七%である。みなし利子率は一旦上昇したが、二〇一七年以降は導入当初の三%を下回る水準になっている。また、当該課税年度の所得を超過して控除することはできないが、超過額は無制限に繰り越してできる。

図表4 みなし利率の変遷

年(度)	みなし利率
2011	3.00%
2012	3.00%
2013	3.00%
2014	4.00%
2015	4.50%
2016	4.75%
2017	2.30%
2018	2.70%

〔出所〕 各種資料より筆者作成

続いて負債利子控除を取り上げる。通常の法人税であれば負債利子は無制限に控除される。しかし、イタリアの場合は負債利子控除に一定の制限が設けられている。現行では、控除が認められるのは当該課税年度の受取利子の金額までである。そして受取利子額を超過する金額については、EBITDA (Earnings Before Interest, Tax, Depreciation and Amortization) つまり利子・税・減価償却控除前利益の三〇%まで控除できる。また、控除できない負債利子は翌期以降のEBITDAの三〇%から控除するために、無期限に繰越可能である。さらに、EBITDAの三〇%のうち控除に使用しなかった部分は、翌期以降のEBITDAの三〇%に追加することができる。

最後にIRAP控除についてであるが、IRAP (Imposta Regionale sulle Attività Produttive) とは企業の付加価値に対して課税される州

税のことで、州事業税とも呼ばれる。二〇〇九年以降、州事業税の税額の一〇%を法人税の課税ベースから控除できる。また、二〇一二年以降、州事業税上で損金不算入として取り扱われる人件費に対する税額相当額を、法人税の課税ベースから控除できる（なお二〇〇七年から二〇一一年については還付措置がある）。

③ 税率

法人税の税率は二〇〇八年以降二七・五%であったが、二〇一七年より二四%に引き下げられた。なお、非活動企業についてはより高い税率が適用されている（二〇一七年は三四・五%）。さらに、炭化水素事業など特定の事業を営む企業については法人税に加えて付加税が課される。

④ 欠損金

二〇一〇年までは、欠損金は五年間繰越可能で、事業開始後三年内に生じた欠損金については無期限に繰越可能であった。二〇一一年以降、欠損金は無期限に繰越可能になったが、繰越損失分を利用できるのは当課税年度の課税所得の八〇%までである。また、事業開始後三年内に生じた欠損金の扱いについては二〇一〇年までと変わらない。なお二〇一〇年以前の欠損金は五年間繰越可能である。

⑤ 優遇措置

イタリアでは様々な優遇措置が設けられている。例えば、以前には加速度減価償却が実施されていた時期もあった。また、継続的に研究開発に対する優遇が行われている。優遇措置の中で特徴的なものとしては、南部の特定の州に投資した場

合に投資額の一部を税額控除できるという制度が挙げられる。

(2) 州事業税

州事業税とは前述したように、企業の付加価値に対して課税される州税のことである⁽⁵⁾。課税標準の算出は複雑であるうえに業種によって規定が異なる。さらに算出方法の変更も頻繁に行われている。適用される税率も大変複雑である。標準税率は導入当初（一九九八年）は四・二五%だったが、二〇〇八年から三・九%に設定されている。しかし、一部の州はより高い税率を標準税率とすることができる。また、州は標準税率以外の税率を設定できるうえに非課税業種を指定することもできる。さらに、この標準税率は法人・個人事業者に適用される税率で、業種によっても標準税率が異なる。

四、ACEの申告

図表5は、二〇一三年の企業活動に対する法人税の申告書のうちACEに関する部分を取り出したものである。RS113にcolumn 1～13があるが、ここではイタリア歳入庁（Agenzia delle Entrate）の指示に基づいて、特に重要と思われるcolumnについて説明する。

column 1 (Incrementi del capitale proprio) : 金銭出資と unavailable reserves を除く利益準備金による自己資本の増加額
 column 2 (Decrementi del capitale proprio) : 株主や出資者への純資産の割当（現金と現物の両方）による自己資本の減少額
 column 3 (Riduzioni) : 子会社株式、会社・部門の購入などによる減少額

図表5 ACEの申告書

Deduzione per capitale investito proprio (ACE)	Incrementi del capitale proprio		Decrementi del capitale proprio		Riduzioni		Differenza	
	1	,00	2	,00	3	,00	4	,00
RS113	Patrimonio netto		5		Minor importo col. 4/col. 5		Rendimento	
	,00		,00		6		7	
	Eccedenza progressa		Eccedenza non attribuibile		Rendimenti totali		Eccedenza riportabile	
	10		(di cui 11)		12		13	
	,00		,00		,00		,00	

[出所] イタリア歳入庁ホームページ

column 4 (Differenza) : column 2 と column 3 の合計を column 1 から差し引いた額 (ただし、正の値のみ)

column 5 (Patrimonio netto) : 自己株式購入の準備金を除く財務諸表上の純資産 (純資産には当課税年度の利益・損失が含まれる)

column 6 (Minor importo col.4/col.5) : column 4 と column 5 のうち小さいもの

column 7 (Rendimento) : column 6 にみなし
 利率三%を掛けたもの (新しい自己資本のみなし収益)

column 10 (Eccedenza progressa) : 前年から
 のみなし収益額

column 12 (Rendimenti totali) : 総みなし収益
 額⁽⁶⁾

column 13 (Eccedenza riportabili) : 控除に用
 いることができなかったみなし収益額

図表6 ACEの申告(数値例1)

- ・前年からのACE控除の繰越なし
- ・所得>ACE控除額

Deduzione per capitale investito proprio (ACE)	Incrementi del capitale proprio	Decrementi del capitale proprio	Riduzioni	Differenza
	1 300.000,00	2 ,00	3 ,00	4 300.000,00
	Patrimonio netto		Minor importo col. 4/col. 5	Rendimento
	5 1.000.000,00		6 300.000,00	7 3% 9.000,00
	Codice fiscale		Rendimento attribuito	
	8		9 ,00	
	Eccedenza pregressa	Eccedenza non attribuibile	Rendimenti totali	Eccedenza riportabile
	10 ,00	(di cui 11 ,00)	12 9.000,00	13 ,00
	RS113			

[出所] イタリア歳入庁ホームページをもとに筆者作成

なお column 6 で小さい方の値を記入するのは、自己資本の増加は関連のある財務諸表の純資産までと規定されているからである。

例えば、図表6のように column 1 が三〇万ユーロで column 2、3 がゼロ(空欄)であるとすると、column 4 は三〇万ユーロになる。そして column 5 が一〇〇万ユーロであるとすると、column 6 は三〇万ユーロになり、column 7 は column 6 の三%で九〇〇〇ユーロになる。図表6に示したように、ここでは前年からのACE控除の繰越がないと想定しているので column 10 は空欄になる。さらに、所得がACE控除額を上回ると想定しているので、九〇〇〇ユーロが column 12 に入ることになり、column 13 は空欄になる。結局、九〇〇〇ユーロが所得から控除されることになる。仮にこの状況に、前年からのACE控除の繰越が五〇〇〇ユーロだけ存在するとい

図表8 ACEの申告(数値例3)

- ・前年からのACE控除の繰越あり(5000ユーロ)
- ・所得(1万ユーロ) < 繰越も加えたACE控除額(1万4000ユーロ)

Incrementi del capitale proprio		Decrementi del capitale proprio		Riduzioni		Differenza	
1	300.000,00	2	,00	3	,00	4	300.000,00
RS113		Patrimonio netto		Minor importo col. 4/col. 5		Rendimento	
		5	1.000.000,00	6	300.000,00	7	3% 9.000,00
		Codice fiscale				Rendimento attribuito	
		8				9	
		Eccedenza progressa		Eccedenza non attribuibile		Rendimenti totali	
10	5.000,00	(di cui 11)	,00	12	14.000,00	13	Eccedenza riportabile 4.000,00

[出所] イタリア歳入庁ホームページをもとに筆者作成

はわが国にとっても重要な意味を持つ税制である。本稿では実際の導入国のうちイタリアを取り上げた。そしてイタリアのACEについて、わが国ではあまり知られていない申告手続きに注目して紹介した。しかし、イタリアのACEがもたらす効果については分析をしていない。冒頭でも触れたように、導入からまだあまり年数がたっていないこともあり、実際の効果を実証的に分析した研究は十分に蓄積されていない。一方、NIDを導入しているベルギーについては、資本構成に与える影響や投資に与える影響について研究が蓄積されている。投資については定まった結論が得られていないとはいえないが、資本構成については多くの研究で負債資本比率を低下させる効果があると指摘されている。今後は本稿で紹介した内容を踏まえて、イタリアのACEがイタリア企業の資本構成や投資に与える影響を明らかにしていきたい

い。

※ 本稿はJSPS科研費15k03523の助成を受けたものである。また、本稿には一般財団法人電力中央研究所の井上智弘主任研究員との共同研究の成果が含まれている。もちろん、有り得べき誤りは全て筆者個人に帰するものである。

(注)

- (1) Caumi and Di Biagio (2015) など、マイクロシミュレーションを行ったものはいくつかある。
- (2) 本節は山田(二〇一四)の三節の二を加筆修正したものである。
- (3) ユーロプラス協定(The Euro Plus Pact)とは二〇一一年三月に採択された、既存の協定よりも幅広い分野を対象とする経済政策の協調を目指す協定である。その概要について紹介したものとして、JETROのメールマガジンである「ユーロトレンド」の二〇一一年四月号に掲載されている「経済政策協調を目指したユーロプラス協定の概要」

(http://www.jetro.go.jp/file/report/07000607/eu_europlus.pdf) がある。

- (4) Aiuto alla Crescita Economica 及び Aid to Economic Growth を意味する。
- (5) 州事業税の概要を説明したものとして、野村総合研究所(二〇一五)がある。
- (6) column 7、9、10の合計が入る。なお本稿では、概要を説明するという観点からcolumn 9の説明は省略している。

参考文献

- Caumi, A. and L. Di Biagio (2015) "Corporate Effective Taxation in Italy using a new microsimulation model: Istat-MATIS". *istat working papers* N.13 2015.
- Institute for Fiscal Studies (1991) *Equity for Companies: A Corporation Tax for the 1990s*, A Report of the IFS Capital Taxes Group Chaired by Malcolm Gammie.
- International Bureau of Fiscal Documentation (IBFD), *European Tax Handbook* 各年版
- デロイト トーマツ 税理士法人編 (二〇一七) 『欧州主要国の税法 第三版』中央経済社
- 野村総合研究所 (二〇一五) 「平成二六年度総合調査研究(企業活動と法人課税に関する調査) 報告書」

イタリアの企業課税

山田直夫(二〇一四)「ベルギーとイタリアにおけるACEの比較分析」、証券税制研究会編『金融税制と租税体系』、日本証券経済研究所、一二六―一四九頁

(やまだ ただお・当研究所主任研究員)